

武蔵野市災害時避難行動支援体制検討委員会報告書（概要版）

平成 25 年 6 月の災害対策基本法の改正に伴い、災害時における高齢者・障害者（児）等に関する取り組みとして、「避難行動要支援者」に対する避難支援体制を構築することが必要となった。そのため、本市では市民社協・地域社協、民生委員、公助を担う消防や警察、消防団、その他防災や福祉の関係団体、事業者等で構成する「武蔵野市災害時避難行動支援体制検討委員会」を設置し、議論を進めてきた。

本報告書は、武蔵野市における災害時避難行動支援体制の今後の方向性を示すとともに、さらなる避難行動支援のために取り組むべき事項についてまとめたものである。

1 避難行動要支援者の定義

・「要配慮者」「避難行動要支援者」「災害時要援護者」を以下のとおり定義する

要配慮者

災害時に一定の配慮を必要とする者

・高齢者・障害者（児）（約 34,000 人）・妊産婦（約 900 人）・乳幼児（約 7,000 人）・外国人（約 2,400 人）等

避難行動要支援者

約 3,000 人

<高齢者>

・要介護 3～5 で在宅

<障害者(児)>

・身体障害者手帳 1・2 級の第 1 種（心臓・じん臓機能障害のみを除く）

・愛の手帳 1・2 度

・精神障害者保健福祉手帳 1・2 級（で単身）

・市の生活支援を受けている難病患者

<その他>

災害時要援護者

約 900 人

災害時要援護者としての登録を希望し、事前の情報提供に合意した者。事前登録した支援者により安否確認を行う。

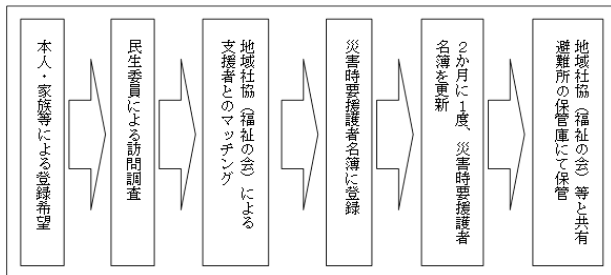
2 避難のための情報伝達

- ・災害発生時又は災害発生のおそれがある場合、避難準備情報や、避難勧告・避難指示を発令する
- ・要配慮者本人だけでなくその家族や避難支援者に対し災害情報等を周知する
- ・デジタル機器だけでなくアナログ媒体を使用した情報提供体制を整備する
- ・要配慮者に対する情報提供手段を確保する（例：視覚障害者・聴覚障害者…防災・安全メール、受信メール読み上げ機能付き携帯電話、手話通訳者による支援、外国人…外国人支援団体と連携し、多言語による情報提供）

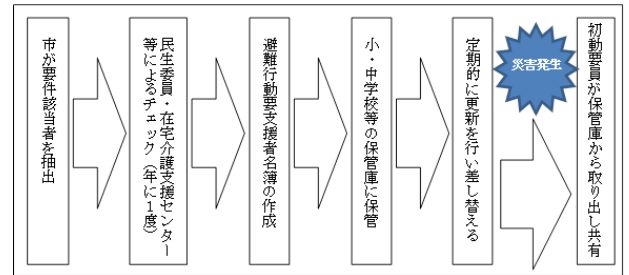
3 避難行動要支援者名簿・災害時要援護者名簿の作成

- ・ 現行の災害時要援護者名簿（本人同意のある者のみ）に加えて、避難行動要支援者名簿（本人同意のない者も含む）を作成する

＜災害時要援護者名簿作成の流れ＞



＜避難行動要支援者名簿作成の流れ＞



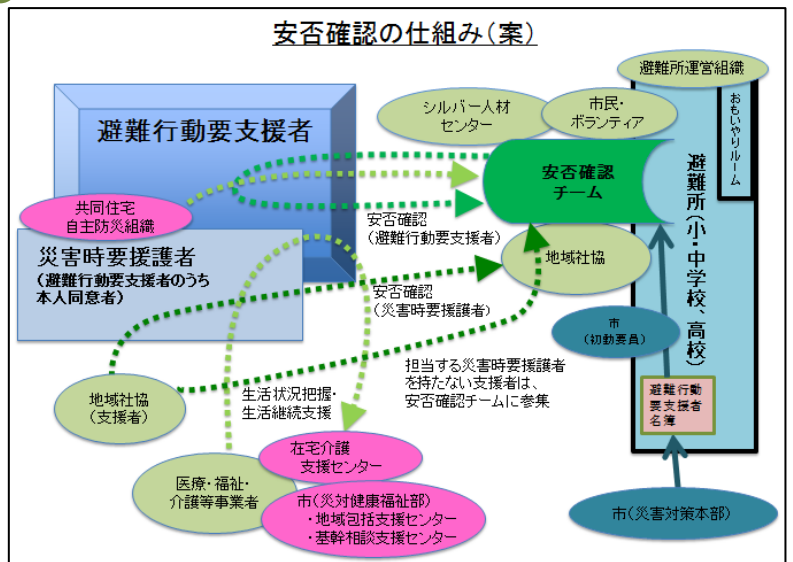
4 発災時における安否確認体制の構築

＜平常時＞

- ・ 各避難所の避難所運営組織やシルバー人材センター等を中心にあらかじめ安否確認コーディネーターを複数選任する

＜発災時＞

- ・ 災害時要援護者については、従来どおり地域社協（支援者）により、安否確認を行う
- ・ 自主防災組織がある集合住宅居住の避難行動要支援者については、その組織により、安否確認を行う
- ・ 上記以外の避難行動要支援者については、シルバー人材センター、地域社協、支援者、その他市民等の安否確認チームにより、安否確認を行う



※なお、医療・福祉・介護等サービスを受けている避難行動要支援者については、上記仕組みによる安否確認に加えて、当該事業者により、安否確認を行う

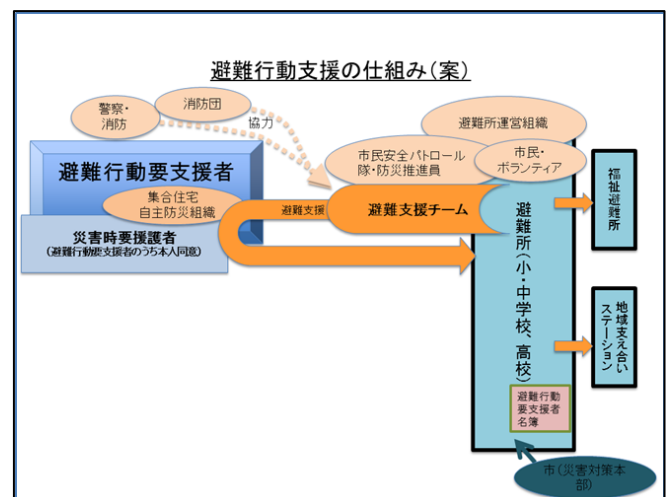
5 安否確認後の避難支援体制の構築

＜平常時＞

- ・ 各避難所ごとに市民安全パトロール隊、防災推進員、避難所運営組織等を中心にあらかじめ避難支援コーディネーターを複数選任する

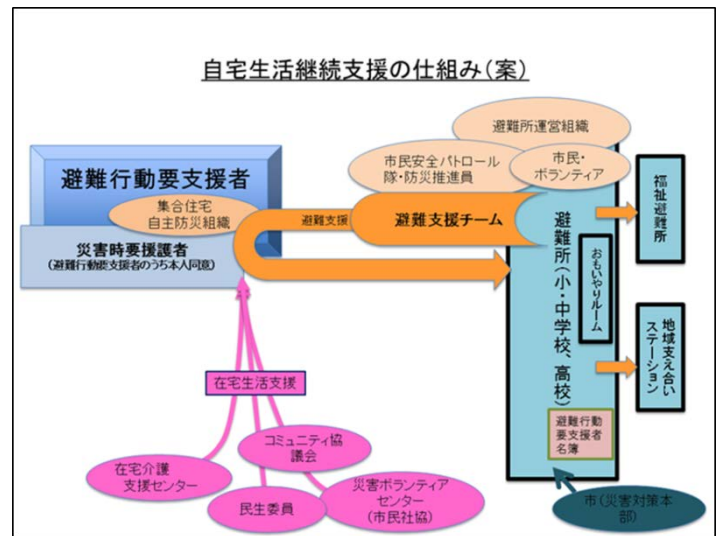
＜発災時＞

- ・ 自宅生活が困難な避難行動要支援者については、安否確認の結果を受けた避難支援チームにより、避難所へ移送支援する
- ・ 安否確認の結果、自宅生活を継続できる場合は、自宅生活の継続を基本とする



6 生活継続支援体制の構築

- ・安否確認及び避難支援の情報をその後の支援につなげるため、市職員等避難所等の責任者へ引継ぎを行う
- ・自宅生活を継続している避難行動要支援者に対し、避難支援チーム、民生委員が連携し、生活継続支援活動を実施する
- ・介護・障害事業者は、サービス体制の復旧に努め、速やかに生活支援を開始する
- ・一定時間経過後は、外部ボランティア、民生委員、在宅介護支援センター等が連携し、生活継続の支援を行う
- ・自主防災組織による水・食料・情報等の配布を行う
- ・「災害時地域支え合いステーション」（コミュニティセンター）を活用する



7 個別計画の策定

- ・災害時要援護者について、現在の災害時要援護者登録台帳（個票）を個別計画として継続的に使用する
- ・災害時要援護者登録台帳（個票）は、市役所及び小中学校等の保管庫に保管する

8 避難行動要支援者の避難支援の前提条件

- ・避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全が大前提のため、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮する
- ・避難行動要支援者に対し、避難支援等関係者が自らの安全確保後に安否確認・避難支援活動従事することや避難支援等関係者はその活動の結果に対し責務を負うものでないこと等を事前に説明する
- ・名簿情報の提供を受けた者が、災害発生時に、避難行動要支援者の避難支援等に必要な応援を得るため緊急に名簿情報を近隣住民等に知らせる場合は、守秘義務違反には非該当となる
- ・避難準備情報が発令された場合は、避難を要するため、市・消防団は、警察、消防、自主防災組織、避難支援チームの協力を得て、避難行動要支援者の誘導・移送を実施する

9 避難場所からの避難先及び当該避難先への移送方法等

- ・ 広域避難場所等一時的な避難場所から避難所へ速やかに移送するため、避難支援チームの連携方法を地域毎に事前に整備する
- ・ 避難者の振り分け基準の検討を進め、その振り分けに従った移送が円滑に行えるように考慮する
- ・ 避難所やコミュニティセンターにおける「おもいやりルーム」を具体化する

10 個人情報保護の仕組みづくり

- ・ 避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者の個人情報取り扱いについて説明する
- ・ 避難行動要支援者名簿、災害時要援護者名簿及び災害時要援護者登録台帳（個票）は鍵付き保管庫で保管する
- ・ 避難支援等関係者に対する個人情報に関する研修を実施する

さらなる避難行動支援のために取り組むべき事項

- 1 地震以外の災害（台風・大雪・停電等）における対応
- 2 要配慮者及び避難支援等関係者を対象とした研修等の実施
- 3 避難行動支援に係る地域づくり
- 4 民間団体等との連携
- 5 防災訓練
- 6 避難者の振り分け基準の検討
- 7 各種連携ツールの活用

今後の予定

平 27. 4月予定

個人情報保護審議会



6月予定

地域防災計画
修正



10月予定

新体制による事業開始



10月末

総合防災訓練において
安否確認訓練等実施